

総務委員長報告

平成31年2月定例会

総務委員長報告をいたします。

総務委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました議案は、「平成31年度島根県一般会計予算」など予算案11件、「使用料、手数料等の額の改定等に関する条例」など条例案12件、「包括外部監査契約の締結について」の一般事件案1件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第3号議案の予算案1件、第30号議案、第33号議案及び第75号議案の条例案3件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった議案のうち、第3号議案「平成31年度島根県一般会計予算」については、消費税を平成31年10月に増税すべきではない、県民の合意が得られていない原発政策については方針を転換すべきである、生活交通確保対策交付金に十分な予算が確保されていない等との理由から反対であるとの意見がありました。

第30号議案「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」については、無期転換ルールが適用されない、報酬額が上限に達した場合には経験が処遇に反映されないなど、運用次第でどのようにもできることから反対であるとの意見がありました。

第33号議案「使用料、手数料等の額の改定等に関する条例」については、消費税を平成31年10月に増税すべきではないので反対であるとの意見がありました。

第75号議案「島根県県税条例等の一部を改正する条例」については、地方税制のあり方として、地方の税収格差を是正するためには、本来は地方交付税法定率を引き上げて必要な地方交付税の総額を確保すべきであり、地方税を国税に変えて再配分するやり方は望ましくないので反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、いずれの議案も賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第3号議案「平成31年度島根県一般会計予算」についてであります。

まず、政策企画局所管の「次期島根県総合戦略策定事業」では、委員から、積極的に県民の声を聞くとのことであるが、どのような方法を考えているかとの質問があり、執行部からは、まずは意識調査により4,000件程度のサンプルを集め、県民の満足度を把握していきたいとの回答がありました。委員からは、アンケートでは回答してもらえない人に偏りが出るので、実効性のある方法をよく検討してほしいとの意見がありました。

次に、総務部所管の県税の収納について、委員から、住民税については市町村民税と併せて収納対策が行われているところであるが、これまで県税滞納者に対する徴収については親身な対応をしていくとの回答をもらっているものの、市町村レベルではまだ改善されていない。改めて市町村に対して県民の立場に立った対応を求めてほしいとの意見があり、執行部からは、県と市町村の税務職員の併任制度等も活用しながら徹底していくとの回答がありました。

次に、地域振興部所管の「中山間地域総合対策（「小さな拠点づくり」推進事業）」では、委員から、中山間地域の中心となるエリアの生活を守っていくことが人口流出を抑える役割を果たしていくのではないかと。中山間地域が切迫した状況にある中、将来どういう島根を作っていくのか、地域振興部、総務部、土木部等関係部局においてしっかりとすり合わせをして、今後の実効性のある中山間地域対策を早急に示してほしいとの意見がありました。執行部からは、日頃から関係部局と意見交換を行い、それぞれの施策にどのように組み入れられるかを検討している。来年度は次期総合戦略、中山間地域活性化計画策定の時期であり、限られた行政資源をどのように組み合わせ投入していくのかを示していく必要があると考えている。ボランティア輸送等、地域が工夫を凝らした取り組みも出てきており、そういった動きが加速するよう各部局とも議論していく。県の方で一方的に進めていくことはできないので、市町村、地域住民とも議論を重ね、住み続けていけるよう取り組んでいきたいとの回答がありました。

次に、警察本部所管の「特殊詐欺被害防止対策事業」では、委員から、ネットによる若者の被害が増加していると聞いているが、どのような対策をとっているかとの質問があり、執行部からは、動画サイトの架空請求に使われることが多いプリペイドカードの購入時に、コンビニのレジで声かけ等を行うことで被害防止に効果をあげている。また、全ての中学校・高等学校で年1回、ネットの危険性についての防犯教室を開いているとの回答がありました。

次に、専決処分の事前了解について報告いたします。

「平成」にかわる新たな元号が定められることに伴い、新たな元号をもって標記されるべき年又は年度を規定している条例について、所要の改正を行う必要がありますが、新たな元号については平成31年4月1日に元号を改める政令が公布され、同年5月1日から施行される見込みであるため、知事の専決処分により所要の改正を行うものであります。執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、この条例改正については、専決処分を了解することといたしました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

継続審査中の請願第7号、第15号、第25号及び第34号は、いずれも私学助成政策の抜本的拡充を求めるものであります。これらの請願については、今回が委員の任期が満了する前の最後の委員会となることから、採択等何らかの結論を出すべきであるという意見がありましたが、状況に大きな変化がなく、現時点では結論に至る状況にないとの理由から、「審査未了」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、政策企画局所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「地方分権改革の動きについて」では、委員から、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」が「参酌すべき基準」になれば、運用次第で質が担保されない恐れがあるので、安易な基準緩和にならないよう注意してほしい。また、別の委員から、質を担保するための研修体制の充実、第三者機関での監視等について、予算確保も含め国へ要望してほしいとの意見がありました。

次に、防災部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「島根県地域防災計画（風水害等対策編、震災編）の修正について」では、委員から要配慮者利用施設管理者等による避難訓練の実施が義務化されたとのことであるが、実効性のあるものでなければならないので、細かなサポート等をしっかり行ってほしいとの意見がありました。

また、執行部から報告のありました「島根県被災者生活再建支援制度の拡充について」では、委員から、被災を教訓として制度を作り上げたことは素晴らしい取り組みであり、今後に備えるという点で全国的にもかなり進んだ先進事例である。今回の制度拡充は大きな前進であるとの意見がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。